

建設技第1489号
平成17年3月11日

本部(部)内各課長
本部内現地機関の長 様

建設・技術課長

現場技術者等の兼任の取扱いについて(通知)

現在、現場代理人及び専任の主任(監理)技術者(以下「現場技術者等」という。)については、既に契約している工事以外の工事との兼任を原則として認めていませんが、現場技術者等の兼任を認める場合の取扱いを下記のとおり定めましたので、適正に運用してください。

記

1 現場技術者等の兼任の取扱い

1) 現場代理人及び専任の主任技術者の取扱い

既に契約している工事(以下「既発注工事」という。)と同一又は近接し、かつ間接工事費等を調整する工事(以下「近接工事」という。)については、兼任することができる。

2) 監理技術者の取扱い

監理技術者は二以上の工事を兼任することができないが、随意契約による近接工事に限り兼任することができる。

3) 現場代理人等配置予定事前届出書

既発注工事の現場技術者等については、他の入札における現場代理人等配置予定事前届出書に記載することはできないが、近接工事となると見込まれる場合においては、既発注工事と同一の現場技術者等を当該届出書に記載できるものとする。

1 同一工事において、現場代理人と主任(監理)技術者の兼任は認められている。(約款第10条第4項)

2 ~~請負金額が2,500万円未満の場合は、主任技術者の専任は求めていない。~~
主任技術者の専任を求める工事は、建設業法施行令の定めによる。

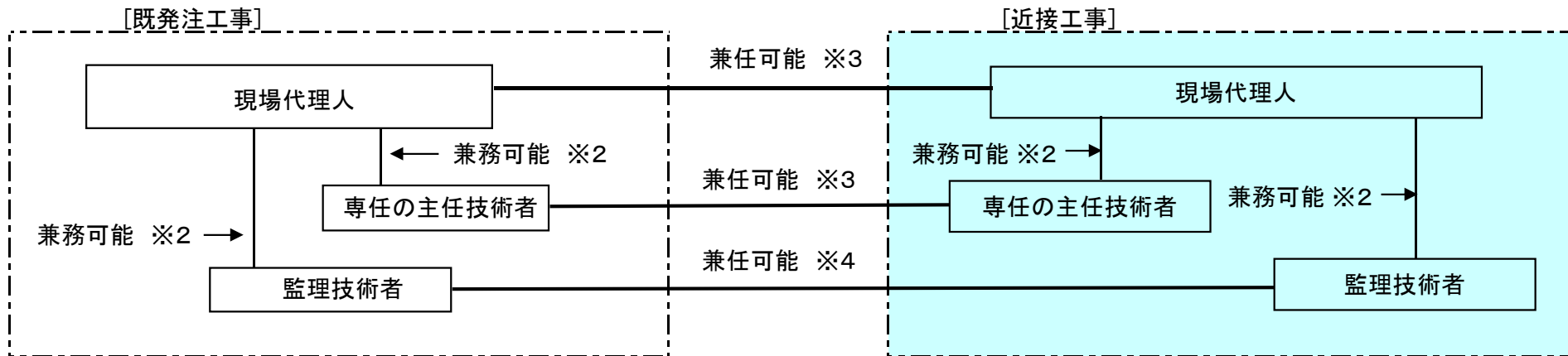
2 運用開始日

平成17年4月1日以降に入札する工事

3 問い合わせ先

県土づくり本部 建設・技術課 技術基準担当 ~~平、中島(内線2745)~~

(参考) 近接工事における現場技術者等の取扱い例



※1 「近接工事」とは、当該工事と同一または隣接(陸路100m以内)した工事を、当該工事請負者が受注し、かつ間接工事費の調整を行う工事をいう。(随契含む。)

※2 現場代理人、主任技術者又は監理技術者及び専門技術者は、これを兼ねることができる(契約約款第10条第4項)

※3 既発注工事の現場代理人及び専任の主任技術者は、近接工事に限り兼任することができる。

※4 既発注工事の監理技術者は、随意契約による近接工事に限り兼任することができる。